

「社会的協同組合」

がひらく新たな地平

—社会変革の主体としてのイタリア協同組合運動—

菅野正純（日本労働者協同組合連合会理事長）

はじめに——イタリア調査への問題意識

筆者は1983年にイタリアのレガコープ（全国協同組合・共済組合連盟）を訪れ、労働者協同組合の現実の姿と、社会・経済の変革に挑む総合的な協同組合運動の質に触れ、日本における労働者協同組合の取り組みに確信と指針を与えられた。

それ以来、20年を超える時間を経て、昨秋、イタリアを再訪した。この20年間に、ソ連をはじめ「現存した共産主義」が崩壊し、資本主義はグローバル独占の段階に入った。過剰生産と長期停滞のもとで、バブル的投機と破綻が繰り返され、戦争とテロが日常化した。大量失業と労働者の使い捨て、人間の社会的排除が進み、公共サービスが営利化され、連帯の精神そのものが脅かされるに至った。

「企業」「市場」「産業」「経済」「公共性」といった、すべての枠組みを、根底から問い合わせ直し、再構築することなしには、人間としての



ボローニヤ市外を見下ろすアジネッリの塔にて

まともな仕事と暮らしの展望が成り立たないような時代を、私たちは迎えている。

レガコープは、1993年、「協同組合の価値

憲章」を策定し、そうした再構築に向かって歩み出した。世界の協同組合運動そのものが、グローバル資本主義に対する民衆のオルタナティブな事業・運動体として、その全容を現しつつある。とくにレガコープ前会長のイバノ・バルベリーニ氏がICA(国際協同組合同盟)の会長になって以降、その感が強い。その中で、労働者協同組合・社会的協同組合部門の比重が、かつてなく高まっている。

日本の労働者協同組合も、コミュニティ・ケアから「生活総合産業」への事業戦略を明確にし、「働く人々の協同と、生活者の協同、住民の協同」を複合する「協同労働」の思想に到達することができた。

そうした中でのイタリア協同組合調査の問題意識は、二重だった。

第1は、当然ながら、イタリアの社会的協同組合の実態と、社会政策に対するそのインパクトを知ることである。福祉社会の再構築に向かってレガコープの社会的協同組合連合会が設立された直後であり、この調査には最高のタイミングであった。

第2は、イタリアの協同組合運動、レガコープ総体が、どのような思想と質をもって発展しているのかを探ることである。

社会的協同組合そのものが、協同組合運動総体の中から生まれ、またそれに対して新たな質をもたらすという、両者の相互関係を見落としてはならないと思う。何よりも、「協同組合は、経済的な挑戦であるとともに、価値と文化に関わる挑戦である」というバルベリーニ会長の言葉が脳裏に焼きついていた。

そのような思想をつむぎ出しているイタ

リアの協同組合運動の実態を、知りたいと思った。それが、この時代に協同組合人として生きることの意味を掘り下げる、不可欠の作業であると思えたのである。

I レガコープとイタリアの労働者協同組合運動

1 レガコープとイタリアの協同組合運動

周知のように、イタリアの協同組合運動は、次のような特質を持っている。

①「世俗(脱宗教)・革新」のレガコープ、カトリック系のConf-cooperative(コンフコーペラティーベ)、リベラル系のAGCI(アジチ)の三大ナショナルセンターから成り、組織基盤を異にしつつも、営利至上主義批判の思想を共有していること。

②世界においても例外的に労働者協同組合が存続し、1970年代以降の世界的なその再生を先導していること。

③部門別縦割りの協同組合運動ではなく、生産・労働、消費、住宅、文化、社会サービス、共済など、生活と経済のあらゆる領域を統合し、それゆえに経済・社会全体の変革を視野に入れた協同組合運動であること。

④自らの資源によって財とサービスを恒常に供給しつつ、営利ではなく社会的な目的を実現する、非資本主義的「企業」であるという基本性格を鮮明にしていること。

⑤こうした協同組合の社会的役割が、憲法上でも認められ、協同組合運動と協同組合法制が相互に発展してきたこと、である。

それらの各点において、レガコープは傑出しているのであるが、失業と不安定労働化、貧困化と社会的排除が進む、この厳しい

時代において、レガコープが、ほぼ全分野で、事業高・組合員・雇用を伸ばし続けていくことに注目したい（統計は『協同の發見』No.161、2005.12、P36に掲載）。協同組合が民衆の事業・運動体として凝集力を高めているのである。

レガコープ全体の04年度事業高・458億ユーロ、従業員・40万人、組合員735万人。消費者協同組合も、04年度事業高・114億ユーロ、従業員・5万5,700人、組合員・603万人と、依然好調である。

社会的な連帶と公共政策の介入によってニーズを有効需要に高める、協同組合の運動性を顕著に示す例が、住宅協同組合連合会の取り組みである。ここでは、住宅ローン借入が困難となり、借家の家賃も高騰する中で、「共同所有住宅」に改めて脚光が当たられるとともに、高齢者・若者・ハンディキャップ者・移民などの生活困難者のための「社会的住宅」建設の運動が進められている。

2 労働者協同組合の展開

レガコープの労働者協同組合は、主として、建設・工業・エンジニアリングとサービスの2大部門で発展してきた。

ANCPL（アンチピエッレ=生産・労働協同組合連合会）は、建設・工業・エンジニアリング部門における、多数の業界リーダー企業を含む、協同組合連合会であり、従業員と組合員数の伸びは停滞しているとはいえ、事業高とその伸び率はきわめて大きく、依然、大きな就労分野である。（04年の事業高・約80億ユーロ、従業員・3万6000人、従事組合員2万7500人）



ANCST（アンチスト=サービス・旅行協同組合連合会）は、給食・レストラン、輸送・物流、交通、ビルメンテナンス・環境・リサイクルなどの協同組合連合会で、経済の第三次産業化・サービス化を反映し、事業高・従業員・従事組合員を着実に伸ばし、レガコープ最大の就労創出分野となっている。（04年の事業高・76億ユーロ、従業員・20万3000人、従事組合員・18万人）

ANCST=サービス部門の中で、近年、最も急速に発展してきたのが、「福祉・保健・教育」の社会サービス（A型）と、障害者就労支援（B型）を担う「社会的協同組合」であり、昨年9月にANCSTから分かれて独自の連合会を結成した。

05年度のレガコープ加盟の社会的協同組合数・1505（A型1006、B型446、事業連合53）、事業高・18億ユーロで、従業員は5万5000人と、サービス部門の4分の1を占める。

イタリアの労働者協同組合が、社会的ニーズの変動と産業構造・就労構造の趨勢を反映するだけでなく、それを先導していくことを、これらの数値は示している。

3 協同組合運動全体での就労創出支援

バルベリーニ ICA 会長の新著『発展と連帶』によれば、1971～1996年に協同組合全体の雇用は3倍化し(200%増)、同時期の企業全体の雇用の伸び30%と比較しても、協同組合の就労創出能力は歴然としている。

その資金的な裏づけとなっているのが、イタリアで伝統的に確立してきた「不分割積立金」(組合員に分配しない、世代を超えた協同組合人の共有資本)であり、さらに、1994年の協同組合法改正で導入された、「協同組合相互扶助基金」である。

後者は、消費者協同組合を含むすべての協同組合が、毎年の利益の3%を拠出して、新たな協同組合づくりと仕事おこしを推進するために使われる基金で、協同組合の「相互扶助」を単協内部から社会連帯へと広げ、協同組合の質を革新するものであった。

レガコープでは、この基金を「コープファンド」と称して、8年間に231の事業を立ち上げ、8000人の就労を創出するという実績をあげた。社会的協同組合の推進にもこれが大きな支えとなっている。

また、レガコープ内外には、労働の質を高め、就労を創出する取り組みが、さまざまに展開されている。

労働組合と協同組合それぞれの三大ナショナルセンターが共同で設立した、非営利の労働者派遣・職業紹介組織「オビエッティーボ・ラボーロ(目的は仕事)」は、全国160ヵ所のセンターから、04年度実績で、12万超の労働者を派遣し、うち4万人をフルタイム雇用に移行させるとともに、訓練パッケージを提供し、労働の格付けを高め

た。

レガコープの職業訓練機関「インフォルコープ」は、協同組合の経営者や従業員、若者、女性、失業者や不利な立場にある人々に、毎年、300万時間以上の講座を提供している。

構造的失業と不安定労働化の趨勢に対して、働く人々に時代の変化に対応した新たな労働能力を付与し、労働の価値を高め、就労機会を保障するこうした取り組みは、労働運動と協同組合運動の重要な活動領域として注目したい。

II イタリアの社会的協同組合

1 「コミュニティの一般的利益を追求する協同組合」

イタリアの社会的協同組合は、1970年代に草の根から始まった、社会サービスと障害者就労支援の先行的実践を受けて、1991年に国の法律によって制度化され、これを機に急速に拡大した、新たな類型の協同組合である。

同法第1条によれば、社会的協同組合は、「a.社会・保健サービスおよび教育サービスの提供」「b.ハンディキャップをもつ人の就労を目的とした農業、工業、商業、サービスの、多様な活動の遂行」を通じて、「人間発達および市民の社会的統合という、コミュニティの一般的利益を追求する」協同組合である。

こうした目的から、組合員および従事者の構成においても、①無報酬で活動し、労働ではなくボランティアに従事する組合員の



加入を、組合員の半数未満を限度として認め、②就労支援協同組合においては、従事者の30%以上をハンディキャップ者が占め、可能な限り組合員になることを条件とし、これをクリアした協同組合には、社会保障負担を免除し、公共契約における優遇を保障。③さらに、「社会的協同組合の活動への融資と開発援助を定款に定める公共ないし民間の法人」が組合員となることを認めた。

社会的協同組合は、①組合員の「共益」を追求することを主眼としてきた、それまでの協同組合に対して、人間の自立と尊厳を基軸とした「市民的公益」を追求する協同組合であるとともに、②従来のカテゴリー別組合員制度にとどまらず、「マルチステークホルダー組織」の選択を可能にし、③ハンディキャップ者と健常者の労働における共生・協同や、④公共機関、アソシエーションや財団と協同組合の協働に道をひらいた点で、協同組合運動の画期をなすものと言える。

2 社会の根源的なニーズに応えるサービスを働く人々がつくりだした実践

社会的協同組合に参画した一人ひとりの個人は、どのような思いからこの組合をつくりあげたのだろうか。2つの事例から見てみよう。

ボローニャの CADIAI（カディアイ）は、1974年、24人の女性と3人の男性によって設立された。在宅やケア付き住宅での不安定労働や、仕事を休んで自分の子どもや両親のケアを

担ってきた彼らの願いは、ケア労働の専門性と価値を確立しながら、まともな継続的仕事を確保することだった。私的契約の児童・高齢者援助から始めて、30年の間に、公的な高齢者・障害児の在宅援助、障害者の施設ケア、精神障害者のケア付き住宅によるボローニャ最初の脱施設化、薬物依存者の治療コミュニティ、労働者の安全衛生・予防健診、自治体と契約した保育園の建設・運営へと、ケアの領域を次々と広げて、活動をボローニャ県内に限定したまま、今では800人のケアワーカー集団に成長している。

モデナにあるALIANTE(アリアンテ(「グライダー」の意))は、精神障害、薬物依存、受刑、身体障害など、不利な立場にある人々が、「援助される立場から、経済的自立を達成し、自分への誇りと心身のバランスを高めるような雇用を通じて、積極的に活発な市民になれるよう」、37人の組合員(大半がハンディキャップ者)によって1994年に設立された。この協同組合は、建物清掃、道路清掃・ゴミ回収、緑化・公園管理、公共施設管理、組み立てなどで、今日120人のハンディキャップ者(同部門の70%)が働く「生

産部門」と、社会的リハビリ機能をもつ9つの小規模ケアつき住宅の運営、職業指導・養成講習を実施する、「A・B型」の社会的協同組合として確立している。組合員構成は、従事組合員160人、他の協同組合が仕事の面で協力する「賛助組合員」17協同組合、無償で協力する「ボランティア組合員」31人となっている。

いずれの場合も、人間の自立と尊厳に関わる新しい福祉ニーズを、働く人々・市民・協同組合人が受け止め、これに応えるサービスを創造的につくりだした実践である。ボローニャ県レガコープのアルベルト・アルベラーニ氏は、「イノベーション（革新）、フレキシビリティ、新しいニーズへの注目。これが30年前から今日までの、社会的協同組合の主要な性格である」と述べている。社会的協同組合は、人々の社会連帯の精神と「社会的能動性」の証とも言えるであろう。

3 イタリアの社会的協同組合の基本的特徴

社会的協同組合は、これまで、どちらかというと、カトリック系＝ボランティア的・小規模、レガ系＝企業的・大規模という語られ方をしてきたが、福祉サービスが恒常的に供給され、中央・地方の政府の福祉政策との関係が強まる中で、両者が融合し、共通の新しい質が明確になってきたことを、今回の調査で確認することができた。

第1に、社会的協同組合は、基本的に労働者協同組合であり、社会目的を実現する企業である、という点である。

レガコープ社会的協同組合連合会のコストンツァ・ファネッリ理事長は、私たちのインタビューの中で「社会的協同組合は、基本

的に労働者協同組合である」「コンフコーカペラティブとも長い討議の中で、この認識を共有している」と述べられた。

B型でも、事業が継続的に確立していかなければ、就労支援が不可能であることは、考えてみれば当然である。この点で、さらに興味深いのは、ALIANTEの10年間の『社会的バランスシート』が、現場管理者と障害者サポート（ジョブコーチ）の二重の役割を兼ね備えた「チューター／チームリーダー」こそ「真の教育者であり、市場によっては供給されない人的資源である」と述べていることである。協同労働の事業体だからこそ出てきた言葉ではないだろうか。

第2に、そこでの従事者、つまりA型の社会サービス労働者と、B型の健常者・ハンディキャップ者の双方の労働者の賃金・労働条件が、社会的協同組合連合会と労働組合の「全国労働協約」ならびに地域協約によって保障されていることである。

これは、一方では、社会サービス労働の担い手は、ボランティアや低賃金労働者ではなく、有償・有資格で、恒常的に訓練された



「アリアンテ」の社会的バランスシート

専門職でなければならないという考えに基づくものであり、福祉労働のダンピングや、それを利用した営利企業の参入を防止する効果をもたらしている。

また、B型での労働協約は、健常者・ハンディキャップ者双方に、本当の意味での公正な労働基準を適用するもので、とくにハンディキャップ者が一般労働市場に権利を自覚して参加していく上で、重要な教育的効果を持つとされている。

第3に、労働の価値とサービスの質を高める機能が社会的協同組合の中に内包され、その営みが不斷に追求されていることである。

CADIAIの場合で言えば、①内部での養成講座、②教育学者、心理学者、社会学者、医師などと各部門の責任者による「科学技術委員会」での、ケアの方法と技術についての検証・検討、③総合的な組織機構や、児童向けサービス、高齢者向けの地域や小規模施設におけるケアに関する、ISO9000の認証の取得などである。

第4に、社会的協同組合が自らを、公共機関のための社会サービスや、ハンディキャップ者の就労支援に対する、単なるサービス(労務)提供者ではなく、それらのサービスを共同で設計し、指針を作成し、地域福祉のあり方を共に創造する主体である、と位置づけ、公共部門との対等な「補完性の原則」による「ウェルフェア・ミックス」の実現に努めていることである。

第5に、社会的協同組合相互の協同から、他の部門の協同組合や「第三セクター」との連携が広がっていることである。ボローニャ県では、後に述べる「地域(福祉)計画」



社会的協同組合「コーパプス」のサンドリ理事長と

の策定を通じて、3つの協同組合センターに属する社会的協同組合の統一行動が進んだ。「高齢者・障害者・移民が住み続けられるための」「協同組合間プロジェクト」や、当事者組織、親の会や高齢者団体との協働が注目される。

4 「関係財」「関係的市場」という新しい概念の登場

こうした社会的協同組合の実践を背景に、社会的協同組合が生み出し供給する財を言い表す言葉として「関係財」(bene relazionale、relational goods)という概念が登場している。

ボローニャ大学のステファーノ・ザマニ教授は、「不利な立場にある人々を社会的に統合することを通じて、すべての人の生活の質を改善する」「社会資本=地域に生きる人々の信頼関係のネットワークが生み出す財」であるとし、社会的協同組合が生産する財の性格をこのように規定することによって、「福祉のまなざしが根本的に転換される」と述べている。

すなわち、ザマーニ教授は、アマルティア・センの福祉アプローチによりながら、「供給する(個々の)財やサービスから、ニーズを持つ人がそうした財やサービスを享受して、それを使いこなし、人間性を開花する機会を広げる、実際的能力に焦点を移し変え」ることによって、「一人ひとりのかけがえのない個性や、人生の歴史、良く生きたいという個人の要求」が中心に据えられる、というのである。

関係財は、金銭では評価できない「社会的質をもった関係的市場」という新しい「市場」のあり方を要請する。すなわち、「ニーズを持つ人々との相互作用をケアの軸とするような、『社会的・市民的企業家』の登場によって、『関係的実践』を前提とした財が、生産され、交換される市場」である。

「関係的市場」は、新しい公共性に連動していくものであろう。ザマーニ教授によれば、福祉社会を支える仕組みが、次のように構想されている。①国家が、すべての人が、質の高いケアを受ける権利を有することを明確にし、供給者にではなく、ニーズを持つ人に資金を提供して、ニーズを有効需要に高める。②サービス供給者の要件を明確にして、供給の多元化を実現し、市民に真の選択の自由を保障する。③対等なサービス費用を前提に、サービスの価格ではなく、サービスの質に基づく競争を実現し、需要者側の「関係性へのニーズ」を充足する供給者が勝ち残れるようにする。④受益者側も、サービス需給システムの持続可能性に共同責任を負うことである。

日本のわれわれは、同じような関係的アプローチから、「協同労働」に到達したが、イ

タリアの社会的協同組合は、これを財の側面から概念化したもので、より包括的なものと言えるかもしれない。いずれにしても、「関係財」と「協同労働」の概念は、協同組合運動の21世紀的な自己革新を生み出す、重要な概念になっていくものと思われる。

5 競争入札の論理を超える新しい福祉システムへの挑戦

最後に、エミリア・ロマーニャ州における、新しい福祉システムの創造についてである。

国政レベルでも、福祉政策における第三セクター(NPO、社会的協同組合)の活用と、行政との協働が制度化されたが、その内実においては、公共責任の縮小か、福祉の再構築かが争われている。

エミリア・ロマーニャ州は、社会的協同組合に関する94年の州法において既に、競争入札の評価点の50%以上をサービスの質に当てるなどを定めていたのであるが、今回の調査で、さらに競争入札を超える新しいシステムが始まっているのを知ることができた。

社会的ケアと各種サービスの統合のために「地域計画」(Piano di Zona)が各州に義務付けられたが、同州では、コムーネの連合である「広域行政区」(41区)ごとに、行政・公共機関、第三セクター、労働組合、利用者代表組織、権利擁護団体が参加して、これを共同設計し、3年ごとのプランと毎年の実施計画を策定し、実行・評価も共同で行う方式を導入した。550の社会的協同組合、2214のボランティア組織、954の市民組織を擁する同州ならではの展開である。



エミリア・ロマーニャ州社会的経済と第3セクター部長、オリアンナ・モンティさんと

必要とされるサービスの質と要件が、供給者、利用者、市民と行政・公共機関の間で討議される過程で、入札の全面廃止ではないにせよ、適切な要件と実績を具えた供給者（社会的協同組合）を、信任（accreditamento）という形で選ぶ方式が前面に出てきた。ナショナルセンターを超えた、社会的協同組合の統一代表が、ここで有効性を発揮することになる。

エミリア・ロマーニャ方式で注目すべきは、第1に、営利企業の参入が事実上不可能になっていることである。それは、地域計画でサービス供給者の専門資格が定められる上に、全国労働協約の適用によって、事業の大半を占める労働報酬が決められているために、利潤動機の企業はこの部門に関心を持たなくなっているのである。

第2に、サービスの直接提供者は、企業性と社会性を具えた社会的協同組合であり、ボランティア団体は、サービスの質向上に無償で協力するという、分担・協力関係が確立していることである。

第3に、福祉サービスの公的財源が逼迫す

る中で、PFIの協同組合版が始まっていることである。その典型例が、ボローニャ市との契約によって、他の社会的協同組合やマヌテン・コープ（ビルメンテナンス・環境保全協同組合）、CAMST（給食・レストラン協同組合）などの協同組合グループと組んで、CADIAIが27年間で5カ所の保育所を建設（2年間）、運営（25年）することが決まったことである。

行政（国・州・自治体）と家族・地域コミュニティ・第三セクターの「補完性原理」が、世界的な問題となっているが、社会的協同組合と市民連帯（アソツィアツィオニズモ）の発展を背景に、競争入札の論理を超える参加民主主義によって、公共・民間の各主体の責任を明確にした「当事者主体・社会的協同」の福祉モデルが現れつつある。理念の不明確なまま、公共サービスの営利化・市場化が進められている日本の現状に対して、この実践は、大きな示唆を投げかけるものと言えよう

（この報告は、2006年1月7日に行われた協同総研研究会「イタリア社会的協同組合報告～新たな労働・公共・市場への挑戦～」での報告内容に加筆していただいたものです。）